



第103号

生活衛生 いしかわ

(一社) 石川県生活衛生同業組合連合会
(公財) 石川県生活衛生営業指導センター
金沢市平和町1-3-1 石川県平和町庁舎3F
TEL: 076-259-6510
FAX: 076-259-6516

◆ 巻頭言 ◆



ご挨拶

平素から、当公庫の業務につきまして、格別のご指導とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、早いもので今年も残すところあとわずかとなりました。新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、急激に進む円安、エネルギーや原材料等の価格高騰等の要因が複合的に加わり、難しい経営判断が続き、皆さまにおかれましては慌ただしい日々が続いていることとご推察申し上げます。

こうした中、当公庫におきましては、融資支援に加えて、生活衛生関連の事業者さまの経営課題の把握や解決に微力ながらお役に立てるよう、石川県生活衛生営業指導センターさまと協力して、様々な取組を行ってまいりました。一例をご紹介しますと、7月に「絶メシいしかわ」とコラボした「飲食店応援セミナー」、

日本政策金融公庫金沢支店

国民生活事業統轄 須崎 智

8月に「すぐに実践できる！～写真を使った売上UP支援講座～」を開催しました。また、9月には当公庫で作成した「飲食店経営力磨き上げガイド」を飲食系の7つの生活衛生同業組合さまに1,200部を贈呈させていただきました。

また、喫緊の課題である事業承継に関しましては、石川県商工会連合会さまと事業承継に関する覚書を締結し、事業承継マッチングを展開することにより事業承継にかかる課題解決に取り組んでまいります。

今後も石川県生活衛生営業指導センターさまとともに、生活衛生関連の事業者さまの経営課題の解決に少しでもお役に立てるよう、資金繰りや生産性向上等に資する融資支援を始め、セミナー開催等の情報提供活動にも尽力してまいりますので、皆さまのご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

栄えあるご受賞おめでとうございます

永年にわたり生衛組合の組織の強化と業界発展のために顕著な功績を挙げられたことが認められ、令和4年度生活衛生功労者として、次の方々が栄えある表彰を受賞されました。

表彰式は、10月28日に東京のホテルニューオータニで挙行されました。

✳厚生労働大臣表彰

麺 類 森 幸一（金沢市） 理 容 前田 英明（金沢市）

✳(一社)全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰

飲 食 業 浜野 富雄（金沢市） 理 容 近藤 秀司（七尾市）
美 容 業 目谷 千代子（内灘町） 公衆浴場業 勝崎 猛（津幡町）

✳石川県知事表彰

令和4年11月17日、石川県庁特別会議室において、次の方が令和4年度生活衛生功労者として知事表彰を受けられました。

永年にわたる生活衛生関係営業の発展のための顕著な功績に深く敬意を表しますとともに、心からのお祝いを申し上げます。

鮨 商 奥村 昭治（津幡町）	鮨 商 松林 富男（金沢市）
飲 食 業 浅香 敏泰（金沢市）	飲 食 業 宮保 昭子（金沢市）
理 容 行野 欣也（金沢市）	美 容 業 表 和博（金沢市）
美 容 業 森下 理佳（能登町）	公衆浴場業 橋元 信勝（珠洲市）

（敬称略、順不同）

センター・連合会だより

□指導センター第3回理事会の開催

令和4年10月12日、かなざわ石亭において、令和4年度の収支予算補正と上半期の事業報告などの事項について審議いただき、いずれも議決承認されました。

〈審議事項〉

- 1 令和4年度収支予算の補正
- 2 令和4年度上半期の事業報告



□ 生衛業経営セミナーの開催

生衛業の経営者や関係者の方を対象とした生衛業経営セミナーを、9月5日、金沢ニューグランドホテルで開催しました。

このセミナーは、コロナ禍や物価高騰など厳しい経営環境の中にある各業種の皆さまが、経営に役だつヒントや気づきを得ることができるよう、全国センターとともに実施したもので、全国センターの伊東明彦専務理事から、ウィズコロナを見据えた生衛組合の役割と使命について、IT経営雑誌「COMPASS」の石原由美子編集長から、デジタル化導入のメリットと成功事例についてご講演いただきました。

また、令和5年10月から開始される消費税のインボイス制度について、金沢国税局消費税課の古田隼将氏から説明していただきました。

当日は県内外から47名に参加いただき、アンケートに回答した約7割の方から、「参考になった」という回答をいただきました。



□ 衛生水準の確保・向上推進会議の開催

毎年11月を生活衛生同業組合活動推進月間と定め、この期間を中心に、各生衛組合が指導センターと連携し、新規営業者に対する組合加入の促進をはじめ、生衛組合に関する広報・啓発や組合活動の活性化を図る取組を重点的に行うこととしていますが、その一環として、9月27日、しいのき迎賓館で衛生水準の確保・向上推進会議を開催しました。

会議には各生衛組合の代表者のほか、日本

政策金融公庫金沢支店、県、保健所の担当者の方々に参加いただき、各組合と指導センターから紹介された今年度の取組内容について承認されました。

〈センターの主な取組内容〉

- ・組合の役割や意義等に関する広報・啓発
- ・新規店舗情報の入手と各組合への提供
- ・新規店舗への組合加入を勧奨するDMの発送
- ・若手経営者等を対象にした生衛業活性化の講演・意見交換会 など

新規組合加入者は近年減少傾向にあるため、チラシ・ダイレクトメールや現地訪問など、様々な事業に取り組むこととしています。

また、会議に先立ち、日本政策金融公庫金沢支店から飲食関連の組合代表者に、飲食店の経営力向上のノウハウをまとめた冊子が贈呈されました。



□ 消費者苦情相談対応連絡会の開催

9月27日、しいのき迎賓館で消費者苦情相談対応連絡会を開催しました。

本連絡会は、生衛組合の代表者のほか、県、保健所、消費生活支援センターの担当者の方々が参加し、消費者から各機関に寄せられた苦情相談の分析や、対応内容等に関する情報共有を通して、苦情相談に適切に対応できる体制づくりを図るもので、相談件数の減少や生衛業のサービスの質の向上につなげていくことを目的としています。

生衛業に関する相談件数は、コロナ禍によ

る消費活動の減少に伴い、近年は減少傾向にあるものの、今後、行動制限の解除等によって増えることも予想されるため、引き続き注意を喚起していく必要があることや、特に飲食店における衛生面での苦情が多いことなどについて話し合わせ、行政の担当者から有意義なお話を聞くことができました。また、行政側との連携や協力体制をさらに強化していくことを確認しました。



❖ 消費者懇談会の開催

令和4年10月18日、県庁会議室において消費者懇談会を開催しました。

懇談会には、各地域の消費者団体と関係組合の代表や、県・金沢市の行政の担当者にご参加いただきました。

センターからは、昨年、消費者から寄せられた生衛業に関する苦情相談の件数や苦情の内容について報告しました。また、Sマーク制度の意義や有効性などについて説明し、Sマーク登録店の一層の利用促進にご協力いただくよう要請しました。

意見交換会では、消費者団体から、Sマークがあまり知られていない、消費者が安全・



安心な生衛業のサービスが利用できるよう、Sマークのさらなる周知を図ってほしいなどのご意見をいただきました。

❖ 東海北陸ブロック指導センター会議の開催

令和4年10月26日、しいのき迎賓館において東海北陸6県の指導センターの代表者が参加して、指導センター業務の問題点や課題とその対応策などについて検討する会議を開催しました。

会議では、厚生労働省生活衛生課専門官の山口己智一氏から、生活衛生行政の状況と課題に関して、全国センターの伊東専務理事及び秋本企画部長から、全国センターの取組などに関して基調説明をいただきました。

その後、各県から提出された議題について、予定時間を超えて熱心な討議と情報交換が行われました。



❖ クリーニング師研修の開催

トラブル防止対策や確かな技術力で、利用者に安心してご利用していただけるお店になるため、クリーニング業法で三年に一回の受講が義務付けられているクリーニング師研修会を、10月2日、県地場産業振興センターで開催しました。

能登中部保健福祉センターの中田真衣技師から、「衛生法規及び公衆衛生」について、法令の改正点などを中心にご講義いただきました。

また、大阪府クリーニング研究所の桑野富

夫所長からは、「洗濯物の受け取り、保管、引き渡し」などについて、多くの事例を交えながら、分かりやすく講義いただき、受講者は真剣に聴講していました。

この研修会では18名が受講され、受講者に対して、手井博史専務理事から修了証書及び研修受講済みステッカーが交付されました。



組合だより

鮪 商 組 合

文化の日「すし王国能登七尾 寿司フェスタ」開催！ 「七尾すしフェス・プロジェクト」 発進！

11月3日（文化の日）、市民の方々に、目の前で職人がすしを握る仕事を見てもらい、七尾のすし文化の継承も含め、すし王国七尾をあらためてアピールするイベント「すし王国能登七尾 寿司フェスタ」が能登ルネッサンス実行委員会により開催されました。石川県鮪商組合七尾支部は共催となって、6店舗が参加しました。

一店舗三貫のすしを三店舗で味わっていただく前売りチケットは全て完売となりました。提供するすしは作り置きはせずに、握りたてを食べていただく事にこだわり、10時の開会から15時の閉会まで、イベントを賑やかに盛り上げました。

また、事前に一般公募したすし王国の王様キャラクターに「すし王くん」が決定し、今後の七尾支部の活動に取り入れていくことを計画しています。

さらに、高校生以上を対象に目隠しして食べる「ネタ当てクイズ」や、中学生以下を対象にした「○×寿司、お魚クイズ」も開催

し、賞品として寿司券をプレゼントして、寿司券の存在もアピールできました。

その他、寿司にまつわる思い出に関するメッセージや川柳も募集し、メッセージ5件、川柳200句以上の応募があり、盛況のうちに幕を閉じることができました。

七尾支部では手ごたえを感じており、今後も第二回の開催を目標とし、組合員の増加と店舗繁栄へと取り組んでいきたいと考えています。



公衆浴場業組合**10月10日は銭湯の日**

当組合は、指導センターからの振興事業補助金を活用し、毎年10月10日銭湯の日になんて、県内の組合加盟店で一斉に変わり湯を行っています。

今年も、利用者から好評をいただいている「能登ヒバ湯」を実施しました。地産地消・SDGsの取り組みにより、能登ヒバの間伐材を使用し、直径10センチほどのプレートや、細かく削ったチップを湯船に浮かべています。

プレートは、8月に開催された「いしかわ環境フェア」出展の際、来場者にマジックで思い思いに絵や言葉を書いてもらったり、各店舗にて利用者にご協力いただいたりし、湯船を彩らせてくれています。

能登ヒバに含まれる“ヒノキチオール”には、お肌に良い等のいくつかの効果があると言われ、浴室内に漂うほのかな香りでリラックスして、湯船に浮かぶプレートの可愛い絵や言葉に癒されていたきたいという思いから、恒例の事業となっています。

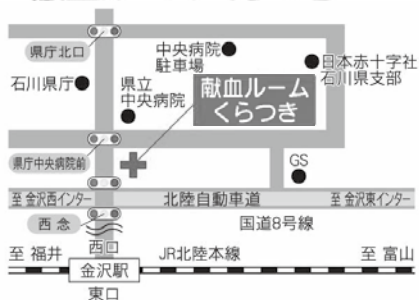
また、金沢支部において「かなざわ

おふろ旅新聞」第一号を発刊しました。金沢の銭湯の活性化・促進を含んだ銭湯情報誌となっており、金沢市長の直筆の題字や、昨今の銭湯及びサウナブームにちなんだ記事を始めとし、注目の「松の湯」の復活、スタンプラリーマイスターや銭湯を愛する方々からのメッセージも掲載し、情報満載の新聞となりました。

すでに多くの方に手に取っていただき、銭湯ファンの輪が広がっています。

**献血へのご協力をお願いいたします**

献血者が不足しがちなこの時期、皆様の温かいご協力をお願いいたします

献血ルーム くらつき

「ラブラッド」↑から
ご予約もできます！

献血ルーム ル・キューブ

お問い合わせ先：薬事衛生課
石川県赤十字血液センター

TEL：076（225）1442
TEL：076（254）6372

事業者の皆さまへ

令和5年
10月から

消費税のインボイス制度が始まります！

インボイス制度とは？

消費税の課税事業者である売り手が、買い手に対して、適用税率や消費税額等を記載した書類（「インボイス」）の交付を義務づける制度です。

課税事業者は、取引先から交付されたインボイスに基づき、売上時の消費税額から仕入れにかかる消費税額を控除（「仕入税額控除」）した額を、消費税として申告納付します。

今後、仕入税額控除を受けるためには、インボイスの保存が必要となり、そのためには、税務署に対して「インボイス発行事業者」として登録申請する必要があります（令和5年3月31日まで）。

インボイス制度の影響は？

課税事業者（課税売上高が1千万円を超える事業者）は、インボイスの発行を義務づけられるため、上記の登録申請をし、登録番号の通知を受けておく必要があります。

免税事業者（課税売上高1千万円以下）は、登録の義務（インボイスを発行する義務）はありませんが、取引先の課税事業者である買い手が、インボイスを受け取れず、仕入税額控除ができなくなるため、書き手側から取引先を見直されてしまう可能性があります。

これを避けるため、免税事業者であっても課税事業者としてインボイス発行事業者の登録をすることも可能ですが、税負担や事務負担など様々な問題が発生することになるため、メリットやデメリットをよく見極めた上で、インボイスを登録するかどうかを、判断する必要があります。

お問合せ先

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。【国税庁】
フリーダイヤル **0120-205-553** *9:00～17:00（土日祝除く）

石川県の最低賃金

令和4年10月8日から

使用者も、労働者も、必ず確認

最低賃金

時間額 **891円** 前年比 **30円 UP**

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いに関わらず、全ての労働者に適用されます。



確認の方法は？ 確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金を書き込んでみましょう

1 時間給の場合

時間給	最低賃金額（時間額）
円	891円
	≥

2 日給の場合

日給	1日の平均所定労働時間	時間額	最低賃金額（時間額）
円	÷ 時間	= 円	≥ 891円

3 月給の場合

月給	1か月の平均所定労働時間	時間額	最低賃金額（時間額）
円	÷ 時間	= 円	≥ 891円

4 上記1～3が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

- ① 基本給（日給）→2の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→3の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

※最低賃金額との比較に当たって、臨時に支払われる賃金（結婚手当など）や、賞与、時間外・休日割増賃金、通勤手当などは算入しません。詳細な計算方法などは、石川労働局または最寄りの労働基準監督署へおたずねください。

11月は「生活衛生同業組合活動推進月間」です

生衛組合に加入すると、こんな**メリット**があります

1 低利の融資が 受けられます

生衛組合員になると、
低金利で無担保・無保証人
の金融公庫融資が受けられ
ます。

2 行政や業界の 最新情報を知る ことができます

各組合が発行する情報誌や
ホームページ、県・指導セ
ンター等とのネットワーク
により最新情報を知ること
ができます。

3 講習会・研修会・ セミナーに 参加できます

経営・融資・税務・安全衛
生・技術向上のための講習
会・研修会・セミナーに参
加できます。

4 人的なネット ワークづくりが できます

県内12組合や行政、他団
体・組織との人的ネット
ワークができ、経営に活か
すことができます。

5 各種保険制度に 加入できます

生命共済・火災共済・賠償
責任保障制度など、組合員
や家族を守る各種保険制度
に加入できます。

6 各業の個別特典が あります

カラオケ著作権料割引、
NHK受信料など各業個別
に割引特典があります。

組合の組織強化と業界発展のため、組合加入を呼びかけましょう

表紙写真 説明

那谷寺

養老元年（717年）、泰澄大師が
岩窟に千手観音を安置したのが始
まりと伝えられています。南北朝
時代に戦乱に巻き込まれ荒廃しま
したが、江戸時代に加賀三代藩主前田利常によって再
建されました。後に小松を訪れた芭蕉が参拝し、「石
山の石より白し秋の風」の名句を残しています。秋に
は紅葉狩りを楽しむ家族連れで賑わいます。

（写真提供：石川県観光連盟）



お知らせ

この広報紙は、生衛組合員の皆さんのための機関紙であり、消費者や生衛業の皆さんへの広報紙でもあります。なお、既刊の「生活衛生いしかわ」は指導センターホームページで見ることができます。
※誌面に関するご意見やお問い合わせなどがあればお知らせ下さい。

石川県生活衛生営業指導センター

ホームページ

URL <https://www.seiei.or.jp/ishikawa/>

Eメール

E-mail ishikawacenter@seiei.or.jp

訂正と お詫び

前102号の「令和4年度生活衛生関係担当職員」の記事に右記のとおり誤りがありました。
関係者の方々にご迷惑をおかけしましたこと
をお詫びいたします。

金沢市保健所

- ・（誤）次長 甘池昭義 → （正）削除
- ・（誤）衛生指導課医長 北岡政美 → （正）削除
- ・（誤）食品安全対策室 → （正）食品衛生係
- ・（誤）薬剤師 山田花連 → （正）管理栄養士 山田花連